

忘れないで 地震への備え 安心で安全な暮らしを

市は、住宅の耐震性について市民の皆さんの防災意識を高めてもらうべく住宅の簡易耐震診断を行っています。

また県や市は、簡易耐震診断の結果、耐震性が低いと診断された場合に耐震改修にかかる費用を一部助成します。

問合せは市建築指導グループ(市役所南館2階)0798・35・3705へ。

簡易耐震診断

5月18日から受付

市は、住宅の耐震診断を希望する所有者を対象に「簡易耐震

耐震診断・改修の流れ

①簡易耐震診断を受けましょう
市の実施している簡易耐震診断を申し込んでください。診断員が住宅の耐震性を評価します。費用は3000円(木造戸建住宅の場合)。

①の診断の結果、住宅の耐震性が低いと診断された場合…



②県や市の補助制度の申込を
県や市が行う「わが家の耐震改修促進事業」の申込をしましょう。要件を満たすと、耐震改修計画策定費や改修工事費の一部が補助されます。



③工事などの契約・実施
②の申込後に補助金交付の決定通知が届いたら、建築事務所や工務店などと契約し、耐震改修計画策定または工事を行います。



④工事などが完了、補助金の受け取り
工事などが完了したら建築事務所等に代金を支払い、県・市に報告します。その後、補助金を請求し受け取ります。

診断」の申込を受け付けます。募集棟数は約80棟です。申込は所定の申込書など必要書類を市建築指導グループへ。受付順。申込書は5月18日から同グループで配布します。※住宅の所有者からの申込に限ります

【対象建築物】昭和56年5月以前に着工した住宅(戸建住宅、共同住宅、長屋、過半が住宅の兼用住宅)

【必要書類】①申込書(印鑑が必要)、②建築年度に分かる書類(建物の登記簿抄本など)、③共同住宅(分譲)の場合は耐震診断の実施に関する総会か理事会の議事録(写し)、長屋の場合は申込棟の所有者全員の同意書

【費用】木造戸建住宅:3000円▽木造以外の戸建住宅:6000円 ※共同住宅や長屋などは問合せを

わが家の耐震改修促進事業

県と市は、「わが家の耐震改修促進事業」を行っています

この制度は、市などで実施する耐震診断の結果、耐震改修が必要と診断された住宅の改修費用に補助金を交付するものです。

ただし、県または市が補助金交付の決定を通知する前に、工

わが家の耐震改修促進事業(県・市)

	県の補助制度		市の補助制度	
	一般型	小規模型	一般型	小規模型
補助内容	耐震改修計画の策定にかかる費用	耐震改修工事にかかる費用	耐震改修計画の策定にかかる費用	耐震改修工事にかかる費用
対象者	市内に対象住宅を所有する人			
対象住宅	昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、木造住宅の場合は評点1.0未満、非木造住宅の場合は構造耐震指標(IS値)が0.6未満であるなど		昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅で、耐震診断の結果、評点0.7未満であるなど	
補助額(戸建住宅の場合)	対象費用の2/3(上限20万円)	対象費用の1/4(上限60万円)※1	対象費用の1/4(上限30万円)	対象費用の1/4(上限30万円)
備考	改修後の評点が1.0以上になる耐震改修計画であることなどの条件あり		県の補助制度と一体的に利用(申請時に県の補助金の交付決定の写しが必要)	

※1 最大20万円の補助金額の加算あり

事等の契約を行っている場合、補助の対象になりません。また、県や市は特定の業者を派遣・紹介することはありません。【問合せ先】県の補助制度:県建築指導課(078・362・4340)▽市の補助制度:市建築指導グループ

●わが家の耐震改修促進事業(県の補助制度) 市の実施する簡易耐震診断などを受けた結果、倒壊または破

壊の危険があると診断された場合に耐震改修計画策定費と耐震改修工事費の一部が補助されます。

緊急ダイヤル119番

落ち着いてあせらずに

火事や救急で119番通報するときは、慌てているため「場所」や「状況」を正確に伝えられないものです。日頃から電話機のそばに「住所・電話番号」を書いたメモをほり付けて

おき、正確な通報ができるよう心がけてください。なお、119番は人の命と財産を守る大切な電話です。いたずら電話などはやめましょう。

緊急以外の問合せは消防局(0798・26・0119)へ。

救急当番医については、消防テレホンサービス・ツーツシキユウ(0798・22・9999)または西宮市救急医療情報システム「NEMISネット」(http://www.nishi119-nemi.s-net/)をご利用ください。

税についてのお知らせ

正しく税金納めよう

市は、65歳未満の年金所得にかかる市県民税の納付や、休日納税相談の開催案内などについてお知らせします。

65歳未満の年金受給者 市県民税の納付について

平成21年度は、65歳未満の人の公的年金等の所得にかかる市県民税を普通徴収(納付書か口座振替による支払い)で納付していただいています。

このたび税制改正により、22年度から65歳未満の人の公的年金等所得にかかる市県民税は給与から特別徴収(天引き)できるようにになりました。対象は給与収入があり、すでに給与所得等にかかる市県民税額を給与から特別徴収している人です。

ただし本市では、22年度については65歳未満の人の公的年金等所得にかかる市県民税の納付方法は、普通徴収になります。

公的年金等所得にかかる市県民税額は、6月10日発送予定の普通徴収税額決定通知書でお知らせする予定です。5月17日発送予定の特別徴収税額決定通知書には記載していません。

65歳未満で公的年金等所得にかかる市県民税を給与からの特別徴収に変更したい人は、市民税グループ(0798・35・3267)へ問合せを。

通報のポイント

119番に通報する場合は、落ち着いて要件などをしっかりと伝えてください(下表参照)。

	火災	救急
①第1声	「火事です」	「救急です」
②場所等	町名・番地・マンション名など(※)	
③内容	どこで何が燃えていて、逃げ遅れた人がいるかどうかなど	けがや病気の内容、人数、性別、年齢、負傷部位、意識があるかないかなど
④通報後	安全な場所へ避難	応急手当てをお願いする場合があります

※携帯電話からの119番は、電波の状況によって他市の消防につながる場合があるため、最初に「発生場所の市」を伝えてください

5月22・23日の土・日曜

休日納税相談

市は、5月22・23日に「休日納税相談」を開催します。勤務などの都合で、平日に納税相談に来ることができない人などはぜひご利用ください。なお、当日は正面玄関からお入りください。

問合せは納税グループ(0798・35・3238)へ。 ※市のホームページ(アドレスはページ下参照)「くらす西宮」の中の「市税」でも市税や納税について案内しています

【相談時間・会場】午前9時～午後5時に納税グループ(市役所本庁舎2階)で

固定資産税・都市計画税

軽自動車税

自動車税(県税)

納期限は5月31日

固定資産税・都市計画税、軽自動車税、自動車税の納期限は5月31日です。納税通知書の発送日は次のとおりです。

【発送日】固定資産税・都市計画税:5月10日、軽自動車税:発送済み、自動車税:発送済み

納税できます。取扱店舗は、送付したそれぞれの納税通知書をご覧ください

5月16日は

西宮市長選挙 西宮市議会議員補欠選挙 の投票日です

期日前投票は、5月10日から15日まで選挙管理委員会事務局(市役所東館7階)0798・35・3732)など7カ所で行えます